

## マイナンバー制度導入に伴うセキュリティ強化に対する意見書

マイナンバー制度は、本年10月から、マイナンバーの通知が始まったところであり、平成28年1月からは、社会保障、税及び災害対策の3分野において利用が開始され、平成29年7月からは、国と地方公共団体との情報連携が開始される。

マイナンバー制度は、県民の利便性を高めるとともに、行政の効率化を図り、公平で公正な社会を実現するための社会基盤であり、民間サービスとの連携が始まれば、県民の利便性が格段に向上することが期待される。

一方、本年6月、標的型攻撃により、日本年金機構から膨大な個人情報が出たことは、マイナンバー制度の導入を目前に控え、県民に大きな不安を与えたところである。

標的型攻撃は、国のみならず地方公共団体や民間企業も対象とされており、マイナンバー制度に対する県民の信頼を高めるためには、官民を問わず、標的型攻撃をはじめとするサイバー攻撃の脅威に対応したセキュリティ対策を、これまで以上に強化する必要がある。

よって、国においては、国家的社会基盤であるマイナンバー制度について、地方公共団体や民間企業における、着実かつ十分なセキュリティ対策が講じられるよう、技術的支援や財政支援など、適切な支援を行うことを強く要請する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成27年10月13日

徳島県議会議長 川 端 正 義